

* 都市局[受取]	決裁欄	部長	* 処理欄	* 建設局[返却確認]
		係長		
		係員		

**景観計画区域における屋外広告物の表示等に関する行為の制限チェックリスト  
(2-3-1 北野町山本通都市景観形成地域)**

\* 景観計画区域においては、景観法に基づく景観計画に定められた屋外広告物の表示等に関する制限が神戸市屋外広告物条例に基づく許可基準になりますので、事前に都市局景観政策課にご相談ください。  
 \* 屋外広告物の許可申請にあたっては、このチェックリストに必要事項を記入の上、申請書に添付してください。  
 \* チェック欄には、適合する場合「○」、不適合の場合「×」、該当しない場合「-」を記入してください。

記	所属・氏名	
入	連絡先	TEL E-Mail
者	※内容の確認等、お問い合わせをさせていただく場合があります。	

**◆ 2-3-1 北野町山本通都市景観形成地域 の基準**

景観形成基準		チェック	計画内容
		景観形成道路沿い	その他
すべての 広告物	基本事項	○建築物や周辺環境と調和がとれたものとする。 ○表示内容は、簡素化する。 ○色の彩度を低くし、調和を図る。 ○色数を少なくし、原色の組み合わせを避ける。	
	配置・位置	○歩行者の視線からの眺望・見通しに配慮した位置に掲出する。	
	種別	○自家用広告のみとする。	
	規模・掲出数	○できるだけ集約し、必要最小限の大きさ、個数とする。 ○1敷地あたりの総面積は、接道延長[単位：m]×0.5㎡(5㎡に満たない場合は5㎡)以下とする。 ○1敷地あたりの総面積は、接道延長[単位：m]×0.3㎡(5㎡に満たない場合は5㎡)以下とする。	
	映像装置	○原則として掲出しない。	
地上広告物	地上からの高さ	○4.5m以下とする。	○2.5m以下とする。
屋上広告物		○掲出しない。	
突出広告物	突出幅	○建築物の柱面又は壁面から広告物の突き出した先までの距離は、1.5m以下とする。	
	表示面積	○1店舗・事業所につき、1面あたり2㎡以下とする。	○1店舗・事業所につき、1面あたり1㎡以下とする。
	配置・位置	○上端は、建築物の軒の高さ以下とする。	

夜間景観形成基準			チェック	計画内容
すべての 広告物	照明	輝度・グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。 ○内照式は避け、できる限り外照式とする。ただし、文字のみの場合など、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。	
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変化するものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。	

#### ◆ 2-2-4 ビーナステラス眺望景観形成地域（区域a）の基準

※北野町山本通都市景観形成地域全域において適用されます。

※北野町山本通都市景観形成地域の基準と重複する基準は省略しています。

夜間景観形成基準			フィック	計画内容
すべての 広告物	照明	輝度・ グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。特に視 点場からの見え方に留意する。	

#### ◆ 2-1 景観計画区域全域の基準

※1個あたりの表示部分の面積が7㎡を超えるもので、かつ、1敷地あたりの表示部分の面積の合計が20㎡を超えるもの又は  
高さが4mを超えるものに適用されます。

※北野町山本通都市景観形成地域又はビーナステラス眺望景観形成地域の基準と重複する基準は省略しています。

景観形成基準			フィック	計画内容
すべての 広告物	基本 事項	○形状や色彩等の意匠に配慮し、秩序ある景観形成を図る。		